

保護者のみなさま

栗東市立栗東西中学校
校長 松浦 透

大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災その他緊迫事態における非常措置について (5月28日(木)より開始される新たな防災気象情報に基づく)

大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災や緊迫事態の発生のため、生徒の登下校に危険があると予想される場合、県下一斉に臨時休業等の非常措置基準が、滋賀県教育委員会より示されています。また、本市では、地震発生時の栗東市非常措置規準を設けています。

つきましては、生徒の通学の安全に万全を期すために、下記のようにいたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. テレビ放送等で、栗東市を含む地域に「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または「暴風を含む警報」の発令の報道があった場合の措置

- (1) 午前7時において「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または暴風警報が発令中の場合は、臨時休業とします。
- (2) 登校後において、「レベル4（危険警報）」または暴風警報が発令されることが予測される場合は、通学距離、下校時間、通学路の状況等を勘案のうえ、適切に終業時刻を繰り上げて下校の指導を行います。
- (3) 上記以外の警報の発令の場合は、必ずしも臨時休業とは限りません。
- (4) テレビ放送等では、テロップによる休校の指示はされません。

2. 「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または「暴風を含む警報」の発令前における特例措置

午前7時以降に特別警報または暴風警報の発令が予想される場合は、必要に応じて始業時刻を繰り下げるか、または臨時休業の連絡を tetoru でします。お子様に伝えていただきますようお願いいたします。

3. 「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または「暴風を含む警報」解除後の措置

午前7時までに、「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または「暴風を含む

警報」が解除された場合にあっては、災害等の危険が予測される場合は、必要に応じて始業時刻を繰り下げるか、または臨時休業の連絡を tetoru でします。お子様に伝えていただきますようお願いします。

4. 安全指導について

- (1) 警報発令時や台風襲来時の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物等に十分配慮し、安全に万全を期するよう、適切な注意や助言・指示をお子様をお願いします。
- (2) 警報・注意報が解除され、雨や風が止んだ後にも、河川の増水等の危険が残りますので、通学路などに危険がないかどうか調べていただく等、危険防止の対策にご配慮をお願いします。なお、危険箇所の発見や事故の発生の際には、速やかに中学校へ連絡してください。
- (3) 警報発令時や台風・大雪等の時、生徒が遅刻・早退等をする場合には、平常以上に学校（担任）との連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期するようご協力ください。

※地震発生時の栗東市立学校の非常措置基準

「震度5弱以上」の地震発生時、学校は「臨時休業」とし、発生時刻や児童生徒の状況（在宅・登下校・在校等）により安全を優先した対応をします。